特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
48	母子保健法による保健指導、健康診査等に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

横浜市は、母子保健法による保健指導、健康診査等に関する事務における 特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱い が個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、 特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため に適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取 り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

横浜市長

公表日

令和7年3月31日

[令和6年10月 様式3]

項目一覧

_		
	I	基本情報
	п	特定個人情報ファイルの概要
	(別	添1)特定個人情報ファイル記録項目
	ш	リスク対策
	IV	開示請求、問合せ
	V	評価実施手続
	(!	

I 基本情報

1 本个情報				
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務				
①事務の名称	母子保健法による保健指導、健康診査等に関する事務			
②事務の内容	母子保健法に基づき、好産婦や乳幼児の健康の保持増進を図るため、各種の母子保健業務を実施している。 <特定個人情報ファイルを使用して実施する事務> 1 新生児等の訪問指導や健康診査等に関する事務 2 母性並びに乳幼児の健康の保持及び増進に関する事務 3 子育て世代包括支援センター事業の実施に関する事務			
③対象人数	<選択肢>			
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム				
システム1				
①システムの名称	母子保健システム			
②システムの機能	 ・妊娠届出や出生連絡票等の管理を行う機能 ・乳幼児健診等の対象者抽出、通知の発送、及び健診結果の管理を行う機能 ・相談結果の管理等を行う機能 ・個別指導や教室等の受付および結果入力をする機能 ・乳幼児や妊産婦の検索を行い、情報を閲覧する機能 ・妊婦健診や新生児聴覚検査等の助成事業の申請及び支出管理を行う機能 ・各種管理台帳や統計資料の作成を行う機能 			
	[]情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム			
③他のシステムとの接続	[]住民基本台帳ネットワークシステム [〇] 既存住民基本台帳システム			
し にのフハ・ユとの 接机	[] 宛名システム等 [] 税務システム			

)

[〇]その他 (情報共有基盤システム

システム2~5			
システム2			
①システムの名称	統合番号連携システム		
②システムの機能	統合番号連携システムは、中間サーバー、既存業務システム等と連携し、特定個人情報の照会及び提供等の業務を実現する。 統合番号とは、本市において一意に個人を特定する団体内統合宛名番号のことをいう。 個人番号は統合番号連携システムにて管理を行う。 (1) 統合番号管理機能 統合番号・個人番号・業務固有番号・4情報(住所、氏名、性別、生年月日)を紐づけて管理する機能。 (2) 符号管理機能 符号取得要求を中間サーバーに対して行う機能。 (3) 情報照会側機能 特定個人情報の照会業務を行うための機能。 (4) 情報提供側機能 特定個人情報の提供業務を行うための機能。 (5) 中間サーバーの稼働状況を確認する機能。 (6) 個人番号・統合番号変換機能 個人番号を保有しない既存業務システムのために必要となる番号変換機能。 (7) データ連携機能 既存業務システムと中間サーバー間のデータ連携機能。 (8) データ変換機能 文字コード及びファイルフォーマットを変換する機能。 (9) 職員認証・権限管理機能 統合番号連携システムの利用者を認証し、権限を管理する機能。		
	[]情報提供ネットワークシステム [O]庁内連携システム [O] 「		
③他のシステムとの接続	[] 宛名システム等 [] 税務システム		
	[]その他()		

システム3	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	中間サーバーは、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)、既存システム、統合番号連携システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、符号の取得や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会、及び各情報保有機関への情報提供等の業務を実現する。 (1) 符号管理機能 符号管理機能は情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「統合番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能。 (2) 情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供機能は、情報提供機能能。 情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。 (4) 既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、統合番号連携システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。 (6) 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。 (6) 情報提供データベース管理機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。 (8) セキュリティ管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)ののアクセス制御を行う機能。 (10) システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。 (10) システム管理機能
③他のシステムとの接続 システム4	[O] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [O] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他 ()
①システムの名称 ②システムの機能	情報共有基盤システムは、既存住民基本台帳システム、税務システム等と連携し、情報共有基盤システム上に構築された業務システム(以下「基盤関連システム」という。)が利用する住民情報の一元管理を実現する。 (1) 統合データベース機能 基盤関連システムが利用する住民情報を保管及び提供する機能。 (2) データ連携機能 既存住民基本台帳システム、税務システム等とデータを連携する機能。 (3) データ変換機能 文字コード及びファイルフォーマットを変換する機能。 (4) 個人認証機能 基盤関連システムの利用者を認証し、権限を管理する機能。 (5) システム管理機能 情報共有基盤システム及び基盤関連システムにおけるバッチの状況管理、サーバーの死活監視等を行う機能。
③他のシステムとの接続	[]情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム []住民基本台帳ネットワークシステム [O] 既存住民基本台帳システム [O] 宛名システム等 [O] 税務システム [O] その他 (基盤関連システム)

システム5				
システム6~10				
システム6	システム6			
システム11~15				
システム16~20				
3. 特定個人情報ファイル名				
母子保健情報ファイル				
4. 個人番号の利用 ※				
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。 以下「番号法」という。)第9条第1項 別表の70項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第40条			
5. 情報提供ネットワークシ				
①実施の有無	<選択肢> [実施する] 1)実施する 2)実施しない 3)未定			
②法令上の根拠	【情報提供】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の95の項 【情報照会】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表95の項			
6. 評価実施機関における	担当部署			
①部署	こども青少年局こども福祉保健部地域子育て支援課			
②所属長の役職名 地域子育て支援課長				
7. 他の評価実施機関				
なし				

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定值	固人情報ファイル名	
母子保健情	青報ファイル	
2. 基本情	青報	
①ファイル	の種類 ※	<選択肢> [システム用ファイル] 1)システム用ファイル [システム用ファイル] 2)その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象とな	る本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象とな	る本人の範囲 ※	母子保健法に基づく対象者(妊産婦、乳幼児等)
	その必要性	母子保健法に基づく妊産婦、乳幼児等への保健指導等を実施するため。
会選択肢>会選択肢>4記録される項目100項目以上1)10項目未満2)10項目以上50項3)50項目以上100項目未満4)100項目以上		<選択肢>1)10項目未満2)10項目以上50項目未満3)50項目以上100項目未満4)100項目以上
	主な記録項目 ※	 ・識別情報 [○] 個人番号
	その妥当性	 ・識別情報: 対象者を正確に把握するために必要 ・連絡先情報: 対象者の適正な管理、通知の送付、連絡のために必要 ・業務関係情報: 対象者へ適切な支援のために必要
	全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始	冶日	2016/1/1
⑥事務担	当部署	こども青少年局こども福祉保健部地域子育て支援課

3. 特定	3. 特定個人情報の入手・使用				
0177			[〇] 本人又は本人の代理人		
			[]評価実施機関内の他部署 ()		
			[] 行政機関・独立行政法人等 ()		
①入手元	*		[〇] 地方公共団体・地方独立行政法人 (他市区町村の所管課)		
			[O] 民間事業者 (医療機関)		
			[]その他 ()		
			[〇] 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ		
②入手方	法		[]電子メール []専用線 []庁内連携システム		
	7.2		[〇] 情報提供ネットワークシステム		
			[]その他 ()		
③使用目的 ※			母子保健法に基づき、妊産婦の健康管理を行い出産に向けた支援を行うため。乳幼児の健康診査や母 子相談等の育児支援を行うため。		
		使用部署	こども青少年局こども福祉保健部地域子育て支援課、各区役所のこども家庭支援課		
④使用の	主体	使用者数	<選択肢>		
⑤使用方法 婦の訪問指導、産後ケア事業、未熟児の訪問指導等を			 ・母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出受理、母子手帳交付、妊産婦の訪問指導、産後ケア事業、未熟児の訪問指導等を記録する。 ・記録した情報は、妊産婦および乳幼児の相談・支援にて活用する。 		
	情報の)突合	母子手帳番号、かな氏名、性別、生年月日等により突合を行う。		
⑥使用開	始日		2016/1/1		

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			
委託の有無 ※		[委託する] <選択肢> 1)委託する 2)委託しない (1)件	
委託事項1 母子保健システムの運用・保守			
①委訂	托内容	システムの管理作業及び処理作業並びに改修作業等	
②委託先における取扱者数		<選択肢>	
③委詞	3 多 3 委託先名 MTTデータ株式会社		
	④再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託する] 1)再委託する 2)再委託しない	
再 ・①再委託事業者名等(所在地・事業者名・代表者名)②再委託理由(再委託業務内容・再委託 ⑤再委託の許諾方法 ずる安全管理措置)等を書面により委託先に提出させ、その妥当性を勘案のうえ内部決裁を終 託を許諾する。			
	⑥再委託事項	委託先が本業務全体の管理者として管理を行い、アプリケーション保守および設計・製造・試験の一部 を再委託先に委託する。	
委託事項2~5			
委託事項6~10			
委託	委託事項11~15		
委託	委託事項16~20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)					
提供・移転の有無	[〇]提供を行っている (1)件 []移転を行っている ()件				
是	[] 行っていない				
提供先1	市町村長				
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表95の項				
②提供先における用途	母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊産婦の訪問指導、未熟児の訪問指導				
②従供儿における用述	又 は母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務				
③提供する情報	母子保健法による相談、支援、保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊産婦の訪問指導、産後ケア事業又は未熟児の訪問指導に関する情報				
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [1万人以上10万人未満] 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上				
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	妊産婦健診および乳幼児健診の対象となる妊産婦及び乳幼児				
	[〇]情報提供ネットワークシステム []専用線				
 ⑥提供方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)				
⊚ же № 75 7Д	[] フラッシュメモリ []紙				
	[] その他 ()				
⑦時期·頻度	特定個人情報の提供依頼を受け付けた都度				
提供先2~5					
提供先6~10					
提供先11~15					
提供先16~20	提供先16~20				
移転先1 					
①法令上の根拠					
②移転先における用途					
③移転する情報	Z 192 LT 101 \				
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [3) 10万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上				
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲					
	[]庁内連携システム []専用線				
 ⑥移転方法	[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)				
	[] フラッシュメモリ [] 紙				
	[] その他 (
⑦時期·頻度					
移転先2~5					
移転先6~10					
移転先11~15					
移転先16~20					

6. 特定個人情報の保管・消去

<横浜市における措置>

- ・システムのサーバー機器はデータセンターに設置する。
- ・データセンターへの入退館及びサーバー室への入退室は生体認証を用いて厳重に管理する。
- ・サーバー内のデータへのアクセスはID・パスワードによる認証が必要。
- ・バックアップデータは暗号化機能のあるソフトウェアで保存用媒体に書き出した後、入退館管理を行っている遠隔地にて保管している。
- ・保存用媒体は専門の搬送車を使用して安全に搬送している。
- ・入手した書類は鍵のかかる棚に施錠して保管する。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>
・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップ もデータベース上に保存される。

7. 備考

保管場所 ※

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
■母子保健システム 別紙1参照
■統合番号連携システム ・個人番号 ・統合番号 ・統合番号 ・統合番号 ・非務固有番号 ・書務固有番号 ・自動応答不可フラグ用サイン

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名

母子保健情報ファイル

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

リスク: 目的外の入手が行われるリスク

○データを登録する際の防止措置

・住民基本台帳への記載時にシステム間で自動的に連携することにより、個人番号と統合番号及び業 務固有番号の正確な紐付けを担保する。

また、住民登録外の者については、住民基本台帳ネットワークシステムからの一括提供方式による連携 データを受信し、定期的にシステムで整合性の確認を行う。

○統合番号連携システムの検索画面を使用する際の措置

・個人番号、統合番号等の番号入力時は、チェックディジットによる入力チェックを行い、誤入力により 誤って他人の情報を表示することを抑止する。

・誤操作による検索及び登録を行わないよう、業務マニュアルを整備した上、操作方法、手順等を周知する。

・統合番号連携システムへのログイン時の職員認証に加えて、「誰が」「いつ」「どのような操作をしたのか」を記録することを周知し、不要な操作を抑止する。

リスクに対する措置の内容

○統合番号連携システムに登録してあるデータを利用する際の措置

・統合番号連携システムへのログイン時の職員認証により担当事務を特定する。担当事務に限定した 権限の割り当てを行い、権限のない事務の情報を入手できないように制御する。

・誤操作による検索及び登録を行わないよう、業務マニュアルを整備した上、操作方法、手順等を周知する。

・統合番号連携システムへのログイン時の職員認証に加えて、「誰が」「いつ」「どのような操作をしたのか」を記録することを周知し、不要な操作を抑止する。

〇本人から情報を入手する際の措置

1 対象者以外の情報の入手を防止するための措置

・届出/申請等の窓口において届出/申請内容や本人確認書類(身分証明書等)の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手を防止する。

・健診等については対象者にのみ案内を送付し、紛失などの再発行については複数項目の本人情報の確認を行なっている。

2 必要な情報以外を入手することを防止するための措置

・本人が必要な情報以外を誤って記載することがないような書面様式とする。また、記載要領を充実し、必要最小限の情報の記載となるようにする。

・母子保健システムには必要な情報以外は入力できないよう、システム上担保されている。

リスクへの対策は十分か

十分である

<選択肢>

1) 特に力を入れている 2) 十分である

3) 課題が残されている

特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

]

3. 特定個人情報の使用

リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク <統合番号連携システムにおける対策> ・統合番号連携システムへのログイン時の職員認証により担当事務を特定する。担当事務に限定した 権限の割り当てを行い、権限のある事務のみ情報を検索及び登録できるようにし、目的を超えた紐付け を抑止する。 ・統合番号連携システムでは個人番号、統合番号及び4情報など基本的な情報のみ保持する仕組みと するため、当該事務にて必要のない情報との紐付けは不可能である。 ・誤操作による検索及び登録を行わないよう、業務マニュアルを整備した上、操作方法、手順等を周知 する。 リスクに対する措置の内容 ・統合番号連携システムへのログイン時の職員認証に加えて、「誰が」「いつ」「どのような操作をしたの か」を記録することを周知し、不要な操作を抑止する。 <母子保健システムにおける対策> ・他業務のシステムとは別に構築、稼働しており、目的を超えた紐付け、必要のない情報との紐付けは できない。 ・ユーザID及びパスワードによる認証を行っており、母子保健業務担当者以外のシステムへのアクセス を制限する。 ・ユーザには業務上必要な権限を付与し、必要以上の情報にはアクセスさせない。 <選択肢>] 十分である リスクへの対策は十分か 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

- 北部町の笠田	「 年 - テいフ]	<選択肢>	
L一ザ認証の管理 	[行っている]	1) 行っている	2) 行っていない
具体的な管理方法	のある事務のみ情報の検索が・職員ごとにユーザIDとパスワとを認証する。・なりすましによる不正を防止・同一ユーザIDの同時ログイン く母子保健システムにおける・ユーザID及びパスワードによムを使用できない。・アカウントは現行の担当者のすることもできない。	担当事務を特定する。担当事務になび登録ができる仕組みとする。 一ドを発効し、端末利用時は画像 する観点から、共用IDの利用を禁 いを制限する。 対策> る認証を行っており、母子保健業績	条担当者以外は権限のない者はシス 者、異動者、退職者はシステムを使用
その他の措置の内容	・事務所管課は、事務担当者 事者の画像との紐づけを依頼 ・システム管理者は、依頼に基 う。 ・権限を有していた職員の異 更新し、当該IDでの利用権限 〇アクセス権限の設定作等で ・アクセス権限の設定大事とは、・アクセス権限の設定大事とは、 ・アクセス権限の設定はよいであります。 ・設定変更の基果はおいては、 ・設定変更の基果においては、 ・設定期の人情報の使用の記録・「誰が」「いつ」「どのような保 ・操作履歴は一定期間、保管 く母子保健システムにおける 〇ID・パスワードの発効及びタ 〇アクセス権限の管理	一 対	IDとパスワードの発効とともに、事務だい。事務従事者の画像との紐づけを行たは退職があった際はアクセス権限でする。

・システム上、「誰が」「いつ」「誰の」特定個人情報にアクセスしたかの記録を残す。

○特定個人情報の使用の記録

リスクへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の使用における	その他の	リスク及びそのリス	くクに対する技	措置	
_					

4. 特	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない] 委託しない		
リスク	リスク: 委託先における不正な使用等のリスク								
	契約書中の特定個人情イルの取扱いに関する	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定	どめていない		
	規定の内容	·目的外、 ·復写、 ·作委等 ·事数 ·事数	利用の原則禁止 复製の原則禁止 所の外への持出禁止 の原則禁止	特記事	項において、次のとおり規定				
	も	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない		・分に行っている ፤委託していない		
	具体的な方法	·委託契 ·個人情			下の約款及び特記事項による。 B取扱特記事項				
その他	也の措置の内容	-							
リスク	への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) +	-分である		
特定個	特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置								
_									

5. 特	定個人情報の提供・移転	伝 (委託や情報提供ネットワー	ークシステム	を通じた提供を除く。)	[〇]提供・移転しない			
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク								
	固人情報の提供・移転 -るルール	С]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない			
	ルールの内容及び ルール遵守の確認方 法	する法律及び横浜市における	6個人情報		、番号法、個人情報の保護に関 関する要綱その他関係法令に ついて、必要な確認を行う。			
その作	也の措置の内容							
リスク	への対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である			
特定付する措		&託や情報提供ネットワークシ	·ステムを通	じた提供を除く。)におけるその	0他のリスク及びそのリスクに対			

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(提供)]接続しない(入手) リスク1: 目的外の入手が行われるリスク <横浜市における措置> ○統合番号連携システムの画面において、 ・番号法第9条に定められた事務担当者のみ統合番号連携システムを使用できる仕組みを構築する。 ・統合番号連携システムへのログイン時の職員認証により担当事務を特定する。担当事務に限定した 権限の割り当てを行い、権限のない事務の情報を入手できないように制御する。 ・個人番号、統合番号等の番号入力時は、チェックディジットによる入力チェックを行い、誤入力により 誤って他人の情報を表示することを抑止する。 ・誤操作による検索及び登録を行わないよう、業務マニュアルを整備した上、操作方法、手順等を周知 する。 ・統合番号連携システムへのログイン時の職員認証に加えて、「誰が」「いつ」「どのような操作をしたの か」を記録することを周知し、不要な操作を抑止する。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可 リスクに対する措置の内容 証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、 情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つ まり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリ ティリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログア ウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切な オンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機 (※2)番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報 照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用する **±**₁Φ. (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人 情報へのアクセス制御を行う機能 <選択肢> 十分である リスクへの対策は十分か 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている リスク2: 不正な提供が行われるリスク <横浜市における措置> ・当該事務で保有する正本から副本への登録は、原則システム間の自動連携により行う。これにより手 作業による入力誤り等を防止する。一時的に作成される登録用ファイルが不正に更新されないよう、 サーバー等へのアクセス権限を設定する。 ・統合番号連携システムの画面からの副本への登録においては、統合番号連携システムの職員認証機 能により担当事務の特定、担当事務に限定した権限の割り当てを行い、権限のある事務のみ情報の検 索及び登録ができる仕組みとする。 ・住民基本台帳事務における支援措置対象者等については自動応答不可フラグを設定する。自動応答 不可フラグを設定したデータへ情報照会の要求があった場合は、 番号法第19条に基づき提供が認められている機関及び事務であること その照会の必要性 提供する情報の取扱に十分な注意が必要であること を照会元の機関に連絡、確認したうえで、情報提供の許可権限を持つ業務担当者が情報送信を許可し

リスクに対する措置の内容

とデータのみ提供する。

<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供

ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供さ

れるリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを 実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオン ライン連携を抑止する仕組みになっている。

(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。

3) 課題が残されている	リスクへの対策は十分か	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である	
--------------	-------------	--------------------------------	--

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>

- ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容
- の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応 している。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

- ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合
- 行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を 確保している。
- ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)してお り、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。
- ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏え い等のリスクを極小化する。

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク	リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク							
①事故発生時手順の策定・ 周知		[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない				
機関に	去3年以内に、評価実施 おいて、個人情報に関 大事故が発生したか	[発生あり]		<選択肢> 1)発生あり 2)発生なし				
	その内容	別紙2のとおり						
	再発防止策の内容	別紙2のとおり						

-			
[十分である		入れている	2) 十分である
おけるその他のリスク及びその	リスクに対する措置		
•		」 十分である 」 1)特に力を	1)特に力を入れている 3)課題が残されている

8. 監査 [〇]自己点検 実施の有無 [〇] 内部監査 [] 外部監査 9. 従業者に対する教育・啓発 十分に行っている] 従業者に対する教育・啓発 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない <横浜市における措置> 年に1回、特定個人情報保護に関する所属研修を実施する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 具体的な方法 ·IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資 材を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することと している。

10. その他のリスク対策

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。

Ⅳ 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求
①請求先	横浜市役所 市民局市民情報課 231-0005 横浜市中区本町6-50-10 045-671-3882 鶴見区役所 区政推進課広報相談係 230-0051 横浜市鶴見区鶴見中央3-20-1 045-510-1680 神奈川区役所 区政推進課広報相談係 221-0824 横浜市神奈川区広台太田町3-8 045-411-7021 西区役所 区政推進課広報相談係 220-0051 横浜市西区中央1-5-10 045-320-8321 中区设施 区政推進課広報相談係 231-0021 横浜市西区中央1-5-10 045-320-8321 中区设施 区政推進課広報相談係 231-0021 横浜市市区日本大通35 045-224-8121 南区役所 区政推進課広報相談係 232-0024 横浜市南区浦井町2-33 045-341-1112 港南区役所 区政推進課広報相談係 233-0003 横浜市港南区港南4-2-10 045-847-8321 保土分谷区役所 区政推進課広報相談係 240-0001 横浜市保土分谷区川辺町2-9 045-334-6221 旭区役所 区政推進課広報相談係 241-0022 横浜市建区 601-201-201-201-201-201-201-201-201-201-2
②請求方法	持参又は郵送による指定様式での書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	-
④個人情報ファイル簿への不 記載等	-
2. 特定個人情報ファイルの	の取扱いに関する問合せ
①連絡先	こども青少年局こども福祉保健部地域子育て支援課 神奈川県横浜市中区本町6-50-10 TEL:045-671-2455
②対応方法	・問合せ受付時に受付票を作成し、対応に関する記録を残す。 ・必要に応じて担当部署に連絡し、協議のうえ対応する。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和7年3月31日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] 〈選択肢〉 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見	見の聴取 【任意】
①方法	-
②実施日・期間	-
③主な意見の内容	-
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	-
②方法	-
③結果	-

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明